

成田都市計画美郷台小学校地区地区計画の決定（成田市決定）

都市計画美郷台小学校地区地区計画を次のように決定する。

| | | |
|--------------------|---|--|
| 名 称 | 美郷台小学校地区地区計画 | |
| 位 置 | 成田市美郷台二丁目の一部 | |
| 面 積 | 約 3. 0 h a | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、昭和 5 5 年から平成 4 年にかけて、土地区画整理事業により整備された美郷台地区の北西部の低層住宅地にあり、地区の東側約 5 0 0 m 先には、市の商業機能が集積しているウイング土屋地区があり、北側には大谷津運動公園や北千葉道路、主要地方道成田安食線がある。また、西側は市街化調整区域と接していることから、豊かな自然環境にも恵まれており、周辺では多面的な土地利用が行われている地区となっている。</p> <p>美郷台小学校は、平成 1 9 年 4 月に美郷台地区だけではなく、成田小学校の学区の一部を含んだ学校として開校し、その後、平成 2 3 年 4 月には中郷小学校と統合したことから、広範囲の地域を学区とする学校となった。</p> <p>市では、給食センターの老朽化に伴い、更なる教育環境の充実や食育の推進のため、共同調理場の整備を進めており、このたび、当該地区に近隣小学校の共同調理場を補完する親子方式の共同調理場の整備を図るため、準工業地域へ用途地域を変更するとともに、地区計画により目指すべき土地利用を誘導する。</p> | |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 学校及び学校給食共同調理場を整備し、良好な教育環境の形成を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のとおり定める。 また、施設の整備にあたっては、周辺の居住環境に配慮した配置を行うとともに、騒音や振動、臭気対策を図り、良好な教育環境を保全する。 |
| 地区整備計画 | 建築する物事に 建築物の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りではない。 (1) 学校 (2) 学校給食共同調理場 (3) 児童福祉法の規定による放課後児童健全育成事業を行う施設 (4) 前各号の建築物に附属するもの |

「区域、地区整備計画区域の配置は計画図表示のとおり」

理由： 当該地区に地区計画を導入することで、親子方式の共同調理場の建設を誘導し、更なる教育環境の充実を図る。

成田都市計画 美郷台小学校地区地区計画 計画図



N
↑
○
↓

縮尺：1:2,500

凡例

| | |
|--|----------|
| | 地区計画区域 |
| | 地区整備計画区域 |